

2024年9月2日(月)

(午後3時現在)

愛知県防災安全局防災部災害対策課

災害対策グループ

担当 原、山田

内線 2543、2511

ダイヤルイン 052-954-6193

台風第10号による被害状況等について（第6報）

1 被害状況

(1) 人的被害

死者：3人（蒲郡市：70代男性1人、70代女性1人、
30代男性1人/土砂崩れによる生き埋め）
重傷：1人（蒲郡市：40代女性1人/土砂崩れによる生き埋め）
軽傷：1人（蒲郡市：40代女性1人/土砂崩れによる生き埋め）

(2) 住家被害

全壊：1棟（蒲郡市/土砂崩れによる住家被害）
一部損壊：3棟（新城市）
床上浸水：1棟（新城市）
床下浸水：20棟（新城市）

(3) 非住家被害

その他：4棟（新城市）

(4) 農林水産被害

被害合計額（速報値）：122,500千円
被害市町村数：3市（新城市・豊橋市・蒲郡市）
農地・農業用施設被害：60,000千円（新城市・法面損壊・14か所、取水施設等
損壊・2か所、豊橋市・埋没・2箇所、水
路損壊・2か所）
林業被害：62,500千円（新城市・山腹崩壊・1か所、
蒲郡市・山腹崩壊・1か所）

<農林水産被害に関する問い合わせ先>

農業水産局農政部農政課広報・調整グループ

内線 3623、3654 ダイヤルイン 052-954-6391

(5) その他の主な被害

道路損壊：8か所（新城市：一般国道151号、主要地方道長篠東栄線〔2か所〕、一
般県道新城引佐線（県管理）、市道神ノ前大久保線（市管理）、田
原市：一般県道赤羽根泉港線（県管理）、市道赤羽根山ノ田赤羽根
北浦線、市道馬草黒ヶ谷線（市管理））

越水：4河川（新城市：幽玄川、沖野川（市管理）、田原市：汐川（県管理）、
池尻川（市管理））

※第5報にて報告しました豊田市家下川について、確認の結果、
被害の発生が認められなかったため削除

護岸損壊：1河川（新城市：黄柳川（県管理））

2 避難指示等の状況

避難指示：0市（蒲郡市：9月2日（月）午後1時解除）

3 避難所の開設状況

	避難所開設数	避難者数	うち自主避難者数
豊橋市	0 箇所(52 箇所)	0 世帯 0 人(6 世帯 8 人)	0 世帯 0 人(6 世帯 8 人)
豊川市	0 箇所(10 箇所)	0 世帯 0 人(2 世帯 2 人)	0 世帯 0 人(2 世帯 2 人)
豊田市	0 箇所(16 箇所)	0 世帯 0 人(4 世帯 7 人)	0 世帯 0 人(2 世帯 5 人)
蒲郡市	0 箇所(1 箇所)	0 世帯 0 人(4 世帯 9 人)	0 世帯 0 人(3 世帯 8 人)
新城市	0 箇所(13 箇所)	0 世帯 0 人(4 世帯 10 人)	0 世帯 0 人(4 世帯 10 人)
知立市	0 箇所(1 箇所)	0 世帯 0 人(0 世帯 0 人)	0 世帯 0 人(0 世帯 0 人)
田原市	0 箇所(20 箇所)	0 世帯 0 人(2 世帯 3 人)	0 世帯 0 人(2 世帯 3 人)
設楽町	0 箇所(14 箇所)	0 世帯 0 人(6 世帯 7 人)	0 世帯 0 人(3 世帯 3 人)
東栄町	0 箇所(2 箇所)	0 世帯 0 人(0 世帯 0 人)	0 世帯 0 人(0 世帯 0 人)
豊根村	0 箇所(4 箇所)	0 世帯 0 人(2 世帯 2 人)	0 世帯 0 人(0 世帯 0 人)
計	0 箇所(133 箇所)	0 世帯 0 人(30 世帯 48 人)	0 世帯 0 人(22 世帯 39 人)

※()は最大数を記載

4 愛知県災害対策本部

設置：8月27日（火） 午前6時45分

廃止：9月2日（月） 午後1時25分

5 市町村災害対策本部の設置・廃止状況

設置：0市町村

廃止：15市町村（豊橋市、豊川市、蒲郡市、田原市、新城市、設楽町、東栄町、豊根村、大治町、常滑市、刈谷市、幸田町、知立市、豊田市、みよし市）

6 主な県の対応

・自衛隊に対して蒲郡市への派遣を要請

8月27日（火）午後10時11分（覚知日時）に蒲郡市において発生した土砂崩れによる生き埋め被害について、自衛隊法第83条第1項の規定により、自衛隊の派遣を要請した。

29日（木）午前11時、捜索・救助活動の終了に伴い、自衛隊の災害派遣の撤収を要請した。

・被災市への職員派遣

蒲郡市災害対策本部に対して、東三河方面本部等から情報収集・市町村支援要員として職員のべ8名を派遣した。

・災害救助法の県内市町村への適用

令和6年台風第10号に伴う災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じていることから、県は蒲郡市に災害救助法の適用を

決定した（法適用日：8月27日（火））。

（8月28日（水）記者発表済み。）

令和6年台風第10号の接近に伴う災害により、被害を受けるおそれが生じていることから、県は豊橋市、岡崎市、豊川市、津島市、豊田市、犬山市、小牧市、新城市、高浜市、田原市、東郷町、豊山町、蟹江町、飛島村、東浦町、幸田町、設楽町、東栄町、豊根村に災害救助法第2条第2項（おそれ段階）による災害救助法の適用を決定した（法適用日：8月29日（木））。

（8月30日（金）記者発表済み。）

7 ライフラインの被害状況

- ・電気

復旧済み